

発議第12号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日提出

熊本市議会議員	紫垣正仁
同	西岡誠也
同	津田征士郎
同	三島良之
同	澤田昌作
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	光永邦保
同	福永洋一
同	井本正広
同	藤永 弘
同	藤山英美
同	田中敦朗

熊本市議会議長 倉重 徹 様

熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊本市議会歯と口腔の健康づくりの推進に関する政策条例検討会	熊本市における歯と口腔の健康づくりの推進に係る政策条例の制定に向けた検討に関し協議又は調整を行うため	議長が選任する議員	会長（会長が選任されるまでの間は、議長）
-------------------------------	--	-----------	----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を設置するため、所要の改正を行うものである。